別紙２

令和２年度（2020 年度）いきいきふるさと推進事業助成金
審査・採択に関する基本的な考え方

１　共通項目

⑴　いきいきふるさと推進事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びいきいきふるさと推進事業交付要綱運用方針（以下「運用方針」という。）の要件に合致していること。

⑵　市町村と民間が実行委員会等を組織して、協働により事業を実施する場合は、市町村が人的関与及び財政的関与（経費負担）の両面において、主体的な関与が認められること。

⑶　事業の計画性が認められること。

⑷　事業の効果が確実に見込まれること。

⑸　事業実施後に一定の評価が見込まれること。

ア　地域住民のニーズ及びコンセンサスを有していること。

イ　目的どおりの事業実績を挙げることが可能なこと。

ウ　事業の継続性があること。

⑹　イベント事業は、事業の立ち上げに相当する期間（第５回開催までに初回の助成申請があった事業）及び１０回目以降、５年おきに実施する記念事業を採択する。

⑺　重点支援事業（地方創生関連事業）

地方創生及び人口減少対策等、地域における特定政策課題の解決に資するものと認められる事業を重点支援事業とし、交付要綱第５条４で規定する理事長特認事業として最優先で採択するとともに、助成金額の上限を引き上げるほか、次年度以降は助成期間延長の対象とする。

市町村から自薦があった事業のうち、市町村が策定した「地方版総合戦略」で重点施策として位置付けられ、特に北海道内における先駆性を有し、他地域のモデルとなり得る事業であり、継続的な展開・発展が見込まれる事業を選抜方式により採択するものとする。

なお、重点支援事業として採択しない事業には、一般の小規模事業又は広域事業として取扱う。

２　新規事業

交付要綱で規定する「新規事業」（初めて助成金の交付を申請した事業）として申請があった事業のうち、市町村において、既に相当の長期にわたり実施しているイベント等のソフト事業は、既に地域において定着した事業であると判断され、本助成金の目的である「新規事業に対する立ち上げ支援」の必要性を認められないことから、各種イベント等の事業は、原則としては第１回から第３回までの事業を採択の対象とする。

なお、事業の立ち上げ当初は、事業に係る助成対象経費が、本助成金の助成額の下限（500 千円）を下回っていたが、事業内容等の充実等により、翌年度以降は予算規模を拡大する事例があること等を考慮し、イベント等の事業は、第１回から第５回の開催までに、初回の申請があった事業を採択の対象とし、次年度以降も継続事業として取扱うこととする。

３　継続事業

前年度までに１～２回の助成を受けた継続事業は、本年度においても無条件で継続して採択するものではなく、事業内容については、新規事業と同様に審査を行うものとする。

また、助成申請額の合計が予算額を超過した場合には、新規事業・継続事業に関わらず、市町村が申請時に付した、事業の優先順位に基づき、採択件数を調整するものとする。

４　広域事業

⑴　以下のいずれにも該当する事業であること。

ア　複数の市町村が経費を負担し、共同で実施する事業

イ　事業の効果が単独市町村ではなく広域に及ぶ事業

⑵　助成期間及び助成金の額について、理事長特認を要する事業は、交付要綱及び運用方針の趣旨に加えて、市町村における特殊事情等を考慮すること。
⑶　広域事業は、優先的に採択すること。
⑷　広域事業における市町村の負担割合
　実行委員会等を構成する市町村のうち、20 万円以上を負担していない市町村には助成金を交付せず、該当する市町村の補助金等の額を控除して助成対象経費を算定する。
⑸　負担割合に関する根拠
　構成市町村における負担割合については、人口や財政規模、観光入込客数等の客観的かつ合理的な指標により算定しているか審査する。構成市町村の負担割合の差が著しく大きく、その根拠が明確ではない事業は、申請代表市町村が単独で実施する小規模事業として取扱う。
⑹　広域事業の実施に伴う効果
　広域事業として申請があった事業であっても、事業の効果が単独又は特定の市町村にのみ事業の効果が波及しないと判断される事業についても、小規模事業として取扱うものとする。
　また、遠隔地に所在する複数の市町村が、実行委員会等を組織して事業を実施する場合、その事業効果が単独に市町村に留まり、広域的に波及することが期待できないと判断される事業は、助成対象外とする。

５　小規模事業

⑴　単独の市町村が、運用方針１の⑴で規定する「事業の種類」が同一の事業を複数申請した場合は、予算額や事業内容の類似性等、総合的な見地から採択件数を考慮する。
⑵　相当の長期にわたり、継続的に実施している事業は不採択とする。

６　事業実施主体となる実行委員会等に対する市町村の主体的関与

⑴　市町村の主体的関与
　市町村が、実行委員会等に負担金又は補助金等を支出して事業を実施する場合、当該実行委員会等の収支予算書、事業計画書、規約及び役員名簿等により、市町村の主体的関与（人的関与＝市町村長又は市町村職員が、職務として実行委員会等の予算や事業の決定に係る議決に参加することができる役員、理事、委員等の主要な役職に就任していること。）及び経費負担（市町村が他の団体等を経由せず、実行委員会等に直接、負担金又は補助金等を支出していること。）を確認した上で厳正に審査を行うものとする。
⑵　実行委員会等における「顧問」等の取扱い
　規約等で就任の根拠及び役割が明確ではない、顧問等に市町村長等が就任している場合、その就任を以て市町村の主体的関与を認めるものではない。
⑶　事業実施主体における事業経費と維持運営経費の区分
　事業実施主体の実行委員会等について、専ら当該団体の維持・運営に係る経費は助成対象外経費として取扱う。
　なお、収支予算書等において、団体の維持運営経費と市町村が支出する負担金又は補助金等を充当する事業経費が明確に区分できることを採択の要件とする。

７　採択件数等の調整について

⑴　類似事業の採択
　単独の市町村による複数の助成申請については、交付要綱第２条（１）に掲げる、政策課題及び運用方針第２条関係で定める事業の種類が同一であり、かつ、事業内容が類似する事業は、各事業の目的及び内容を詳細に比較審査し、複数の事業を個別に申請することに合理的な理由が認められない場合は、該当する申請事業の採択件数を制限する。
⑵　採択件数の調整
　助成申請額が当協会の予算措置額を超過した場合、新規事業・継続事業に関わらず、申請市町村から報告があった優先順位に基づき、順位が下位の事業は、交付要綱等に合致する内容であっても採択せず、申請件数が最も多い市町村から順に採択件数を調整し、採択件数及び採択額の均衡化を図る。

【調整実施のイメージ】
申請額が予算額を超過し1,500万円が不足する場合

＜申請件数＞　各市町村の申請額が1件当たり100万円である場合を想定
A市：10件　B町：9件　C市：8件　D町：7件　E市：6件　F町：5件
＜調整後の件数＞　予算の不足額を解消するため件数に応じて採択件数を制限
A市：5件（▲5件）　B町：5件（▲4件）　C市：5件（▲3件）
D町：5件（▲2件）　E市：5件（▲1件）　F町：5件

8　その他

(1)　特定財源の取扱いについて

申請事業の財源については、市町村の一般財源から支出することを原則とし、次のア及びイに掲げる特定財源を財源とする事業については採択の対象としない。なお、事業の実施を目的に市町村が積み立てた特定目的基金を一般財源化して事業費に充てることは差し支えない。

ア　交付税措置のある地方債（過疎対策事業債等）及び国・道の交付金等を原資として積み立てた基金により実施する事業

イ　国及び道の交付金（地方創生関連の交付金を含む。）又は寄付金等により実施する事業

(2)　当協会が実施する他の助成事業・研修支援事業との併用について

同一事業につき、他の助成事業や研修支援事業と本助成金を併用することはできない。